

ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について
令和4年5月13日財関第341号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置を実施することが決定され、5月10日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアに対する先端的な物品等の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和4年政令第191号）等が5月20日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

(別紙)

令和4年5月13日20220511貿局第1号

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシアを仕向地とする量子計算機等の輸出禁止措置等について

上記の件について、令和4年5月13日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第九十一号

輸出入貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出入貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「第二号フ」の下に「からモまで」を加える。

別表第二の三第二号フ中「装置」の下に「及び触媒」を加え、同号に次のように加える。

コ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品エ電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置

テ 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金

ア 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスタ及び有機太陽電池の製造用の装置

サ 微小な電気機械システムの製造用の装置

キ 水素（太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る。）を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置

ユ 真空ポンプ及び真空計

メ 極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品

ミ 集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置

シ 量子収率の高い光検出器

エ 工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置

ヒ 電磁波による探知を困難にする機能を向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料

モ 導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子

附 則

この政令は、令和四年五月二十日から施行する。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(輸出の承認)</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>一の三 別表第二の三（第二号フからモまで及び第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の</p>	<p>(輸出の承認)</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <p>一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出</p> <p>一の三 別表第二の三（第二号フ及び第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</p> <p>一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出</p> <p>一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を</p>

項を除く。) 中欄に掲げる貨物を除く。) の輸出

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三(第二号フからモまで)及び第三号を除く。)に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

一の七 ロシアを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

二 (略)

2・3 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物

二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)

イ ケ (略)

フ 石油精製用の装置及び触媒

コ 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部分品エ 電子顕微鏡、原子間力顕微鏡その他の顕微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用するように設計した装置

テ 積層造形用の装置並びにこれに用いられる粉末状の金属及び金属合金

除く。) 中欄に掲げる貨物を除く。) の輸出

一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三(第二号フ及び第三号を除く。)に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

一の七 ロシアを仕向地とする貨物(別表第二(三四の項を除く。)) 中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。) の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

二 (略)

2・3 (略)

別表第二の三(第二条、第四条関係)

一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物

二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)

イ ケ (略)

フ 石油精製用の装置

(新設)

(新設)

